



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2021年3月17日

LT会報第21-4号(総第214号)

LTグループ

外資企業持分譲渡の際の企業所得税の源泉徴収

近年、中国の日系企業は、中国市場のここ40年余りの大きな変化により、人件費が200倍近く上昇(1978年の新入社員の給与は36元、現在は7000元前後)し、日系企業もその発展と存続のため、思い切った中国事業再構築が必要となってきました。

最近では、一部の企業は経営の現地化が上手くいかず、加えて新型コロナ禍により、国家間の往来が難しくなり、中国子会社の持分を中国企業、外資企業や中国自然人に譲渡するケースが増えています。

持分譲渡は中国の行政手続きの簡素化が進み、税務部門での手続きも多くの変化がありました。外資企業の持分譲渡の際、非居住者企業所得税源泉徴収手続きもその一つでしょう。

弊社が最近取り扱った案件を例にして、外資企業の持分譲渡に関する企業所得税申告納税について、原因(WHY)、主体(WHO)、時期(WHEN)、対象・地点(WHERE)、金額(HOW MUCH、所得額、適用税率含む)、方法(HOW)等の関連要素をまとめてご紹介しますので、参考にいただければ幸いです。

基礎計算式：企業所得税＝譲渡所得×所得税率＝(譲渡収入-取得コスト)×所得税率

持分譲渡例 申告原因と要素	例1. 外国株主が中国株主に譲渡	例2. 外国株主が外国株主に譲渡	根拠となる 主要政策 (添付表参照)
原因 (WHY)	外国株主が外資企業の持分を譲渡し、中国で企業所得税を納税。		①②③
主体 (WHO)	主体1-納税主体：譲渡側 (外国旧株主)		↑
	主体2-徴収義務人：譲受側 (中国新株主)	主体2-譲渡側の委託代理人 (通常は譲渡対象の外資企業)	④⑤
時期 (WHEN)	徴収義務発生日 (即ち譲渡対価の実際の支払日又は支払期日) から7日以内(備考1)		⑥⑦
対象 (地点、WHERE)	徴収義務人所在地 (即譲受側所在地) 主管税務機関	所得発生地 (即ち譲渡対象企業所在地) 主管税務機関	⑦⑧、⑨⑩⑪
税額計算式 (HOW MUCH-所得額)	所得額=持分譲渡収入-持株純価値 =持分譲渡対価(備考2)-当該持分を取得した課税基礎 =持分譲渡対価-(直接投資の時の)払込資本金 or (譲渡方の元の当該持株譲り受け時の)譲り受け原価		⑫
	適用税率=10%(日本と中国の租税条約で適用される税率)		⑬⑭



方法 (HOW)	step1. 対象企業の株主変更登記 step2. 税務、対象企業の外貨登記 変更等 step3. 対価の支払	step1. 対象企業の株主変更登記 step2. 譲渡側の支払対価+ 税務、対象企業の外貨登記 変更等	総合まとめ
備考1： 37号公告にて《非居民企業所得税源泉徴収管理暫定法》（国税発〔2009〕3号）が廃止され、元の“契約締結後30日以内に契約届出をする”という規定が廃止となったが、実務における中国の外貨管理の実状に鑑み、例1の場合、譲受方の中国株主が対外的に支払をする前に、税務申告手続きを済ませなければならないため、通常は譲渡対価を対外的に支払う前に、源泉徴収手続きを済ませる。			
備考2： 《中華人民共和國稅收徵收管理法》第三十五條第六項“納稅人が申告した課稅根拠が明らかに低く、また正当な理由がない場合、稅務機關はその課稅額を査定する權利を有する。”したがって、持株譲渡対価は公正価値でなければならない、さもなければ稅務局は納稅調整をする權利を有する。			

事例：

タイムライン	主体	行為	当日のレート (仮定)
2008. 8. 1	日本 A 社	上海 a 会社に 100 万米ドル投資	1 米ドル=8 元
2009. 9. 1	日本 A 社	上海 a 会社に 1000 万円増資	1 日元=0.06 元
2018. 8. 8	日本 A 社(譲渡側) 北京 B 公司(譲り受け側)	持分譲渡契約を締結、A 社が所有する a 会社の持分全株を B 社に譲渡、価格 1500 万元、契約当日に発効	
2018. 9. 9	北京 B 公司 (所在地: 北京市朝陽区)	北京市朝陽区稅務局申に譲渡所得稅を申告	1 米ドル=7 元 1 日元=0.08 元
2018. 9. 12	北京 B 公司	A 社に稅引き後の譲渡金を支払	

上記の持分譲渡事例の場合、

1. 納税人：日本 A 社
2. 徴収義務人：北京 B 公司
3. 持分譲渡対価：1500 万元
4. 持分純価値（払込資本金）=100 万×7+1000 万×0.08=780 万元^{注1}
 - 持分譲渡所得=持分譲渡対価－持分純価値=1500 万元－780 万元=720 万元
 - 課税企業所得税=持分譲渡所得×適用税率=720 万元×10%=72 万元
 - 北京 B 公司在日本 A 社に支払金額=持分譲渡対価－企業股所得税=1500 万元－72 万元=1428 万元
5. 稅務申告納稅地：B 公司の所属する北京市朝陽区稅務局で、a 公司の所属する上海稅務局ではない。

注 1：國家稅務總局公告 2017 年 37 号公告外貨換算適用レートの方法が簡素化され、徴収義務發生日の國家外貨管理局が公布した換算レートとする。



添付資料：主要政策の根拠

番号	条款	内容
①	企業所得税法 第三条 第三項	非居民企業が中国内で機構や場所を置かない、或は機構や場所を置いているがその所得がその機構や場所と実際の関係がない場合、 中国国内源泉所得について企業所得税を納める。
②	企業所得税法 第十九条 第(二)項	非居民企業が本法第三条第三款に定める所得を得た時、次の方法でその課税所得額を計算する。(二) 財産譲渡の所得は、収入全額から財産純価値を差引いた後の残額を課税所得額とする。
③	国家税務総局公告 2017 年 37 号公告 第三条第一項	企業所得税法第十九条第二項に定める 財産譲渡の所得には持分等權益性投資資産(以下“持分”)を含む。持分譲渡収入から持分純価値を差引いた後の残額を持分譲渡所得課税所得額とする。
④	企業所得税法 第三十七条	非居民企業が本法第三条第三款に定める所得を得て納める所得税については、 源泉徴収とし、支払人を徴収義務人とする。税金は徴収義務人が毎回支払或いは支払期日に支払又は納税期日の未納税から徴収する。
⑤	企業所得税法 第三十九条	本法第三十七条、第三十八条に従い所得税を徴収する時、徴収義務人が適法に徴収しない或いは、 徴収義務履行不能の場合、納税人が所得の発生地で納税する。納税人が適法に納税不能の場合、税務機関は当該納税人の中国内の他の収入の支払人が支払金額から、当該納税人の未納税金を追徴できる。
⑥	国家税務総局公告 2017 年 37 号公告 第四条第(一)項	徴収義務人が支払或いは支払期日に未払いの税金は、人民元以外の貨幣で支払うか計算する場合、それぞれ次の如く外貨換算する。 (一) 徴収義務人が企業所得税を徴収する場合、徴収義務発生日の人民元換算率の中間値レートで人民元に換算し、非居民企業の課税所得額を計算する。 徴収義務発生日はその金額の実際の支払或いは支払期日の日とする。
⑦	国家税務総局公告 2017 年 37 号公告第七条	徴収義務人は徴収義務が発生した日から 7 日以内に徴収義務人の所在地の主管税務機関に申告し、代理徴収した税金を支払う。…
⑧	国家税務総局公告 2017 年 37 号公告 第十六条第(二)項	企業所得税法实施条例第七条に定める各種所得について、所得の発生地の主管税務機関は次の原則に従い決定する。(二) 權益性投資譲渡所得は投資企業の所得税主管税務機関とする。
⑨	企業所得税法 第三十九条	本法第三十七条、第三十八条に定める徴収所得税は、 徴収義務人が適法に不徴収或いは徴収義務履行不能の場合、納税人が所得の発生地で納税する。…
⑩	企業所得税法 第五十一条第二項	非居民企業が取得した本法第三条第三款に定める所得は、 徴収義務人の所在地を納税地とする。
⑪	企業所得税法实施条例 第七条第(三)項	企業所得税法第三条に規定した中国内外での所得とは、次の原則に従い決定する。(三) 財産譲渡所得、不動産譲渡所得は不動産の所在地により確定し、動産譲渡所得は動産を譲渡した企業又は機構、場所の所在地により確定し、權益性投資資産の譲渡所得は投資先企業の所在地により確定する。
⑫	企業所得税法 第十九条第(二)項	非居民企業が本法第三条第三款に定める所得を取得した時、次の方法でその課税所得額を計算する。(二) 財産譲渡の所得は、収入全額から財産純価値を差引いた後の残額を課税所得額とする。
⑬	企業所得税法 第二十七条第(五)項	企業の下記の所得は企業所得税を免除、減額することができる。(五) 本法第三条第三項に定める所得
⑭	企業所得税法实施条例 第九十一条	非居民企業取得企業所得税法第二十七条第(五)項に定める所得を取得した場合、 10%の軽減税率により企業所得税を徴収する。

以上